

新見市内に
空き家をお持ち方へ

空き家を売りたい人や
貸したい人を募集しています

新見市空き家情報バンク に登録しませんか？

新見市では、空き家の有効活用と定住促進による地域の活性化を目的として、平成24年度から『空き家情報バンク』を運営しています。

空き家情報バンクとは、現在すでに居住していない、または、近く居住しなくなる予定の空き家を登録し、県内の不動産業者などと連携しながら、市のホームページなどで紹介することにより、新見市に移住・定住したい人からの住居に関する問い合わせにお応えするものです。

1

登録するメリット

- 累計成約件数約100件！
- 多くのホームページで紹介！
市空き家情報バンクHP、全国版空き家情報バンクHP、不動産情報サイト「住まいの岡山」、不動産業者HPなど
- 移住交流支援センターと連携！
移住希望者のニーズを把握し、紹介しています。市内転居者が購入する場合も。
- 不動産業者が仲介！ *物件の状態などによっては、仲介なしとなることがあります。
契約や登記などの手続きはお任せ。
- 農地・山林付き物件も登録OK！
家庭菜園などをしながら田舎暮らしを希望する人が増えています。

2

登録時のポイント

- 早めの決断を！
空き家は老朽化が進むと、売買や賃貸が難しくなります。
- 家財が残っていても大丈夫！
売買や賃貸を行う際に、どうするか決めることができます。
改修：最大300万円!
- 移住希望者への補助制度があるため、多少の老朽化はOK！
空き家の購入・改修・家財整理に対する補助制度があるため、購入の後押しに。
- すでに不動産業者などと媒介契約を締結している物件は登録できません！

問い合わせ先

■新見市役所 総合政策課■
〒718-8501 岡山県新見市新見310-3
TEL:0867-72-6114 FAX:0867-72-6181
MAIL:iju213@city.niimi.lg.jp
ホームページ: で検索

随時、募集中!

にーみん



3

登録～成約までの流れ



1 物件登録の申込み

- 次の提出書類を郵送（又は直接持参）してください。
提出書類：「**新見市空き家情報バンク登録申請書（様式第1号）**」
「**承諾書（様式第2号）**」
- 書類審査と現地調査（外観確認）後、空き家バンクに登録します。
※既に不動産業者と媒介契約を結んでいる物件は登録できません。
- 空き家バンク登録後、登録物件の仲介を希望する不動産業者を募集します。

2 下見会（内見）の開催

- 物件所有者・（仲介希望不動産業者）・市（移住交流支援センター）の担当で登録物件の下見会を行います。
- 下見会終了後、参加した不動産業者に仲介希望を聞きますので、その中から、仲介を依頼する不動産業者1社を選定してください。

※募集の結果、不動産業者からの仲介希望がない場合（もしくは不動産業者との契約を希望しない場合）は4'に進む

仲介あり

3 不動産業者と媒介契約を締結

- 選定した不動産業者と専属専任媒介契約（もしくは専任媒介契約）を締結してください。

HPへ掲載（市・全国版・住まいる岡山・不動産業者）

4 入居希望者への物件案内

- 不動産業者が入居希望者からの問い合わせを受けます。現地案内などの日程調整は、不動産業者が行います。

5 成約

- 不動産業者の仲介により、入居希望者と売買（もしくは賃貸借）契約を締結してください。

仲介なし

HPへ掲載（市・全国版）

4' 入居希望者への物件案内

- 市（移住交流支援センター）が入居希望者からの問い合わせを受けます。現地案内などの日程調整については、当事者間で行ってください。

5' 成約

- 当事者間で条件交渉のうえ、売買（賃貸）に関する取り決めを行ってください。

※市は仲介に関与しません。

※トラブルを避けるため、売買（賃貸）等の契約にあたっては専門家（不動産業者や司法書士など）に依頼することをお勧めします。